

正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院若しくは地域包括支援センター

十七 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所

十八 子ども家庭庁組織令（令和五年政令第二百二十五号）に規定する国立児童自立支援施設

十九 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五十五号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設

二十 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

二十一 発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）に規定する発達障害者支援センター

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

二十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定こども園

二十四 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）に規定する子ども・若者総合相談センター

二十五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する地域型保育事業を行う施設

二十六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

（文部科学省令・厚生労働省令で定める期間）

第六条 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間は、二年とする。

（試験施行期日等の公告）

第七条 公認心理師試験を施行する期日、場所その他公認心理師試験の実施に必要な事項は、文部科学大臣及び厚生労働大臣があらかじめ、官報で公告する。

（公認心理師試験の方法）

第八条 公認心理師試験は、筆記の方法により行う。

（公認心理師試験の受験手続）

第九条 公認心理師試験を受けようとする者は、様式第一による公認心理師試験受験申込書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（法第十条第一項に規定する指定試験機関が公認心理師試験の実施に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関。第十一条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の公認心理師試験受験申込書には、法第七条各号又は法附則第二条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（受験手数料の納付）

第十条 法第九条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあつては前条第一項に規定する公認心理師試験受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第十条第一項に規定する指定試験機関に納付する場合にあつては法第十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

（合格証書の交付）

第十一条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師試験に合格した者には、合格証書を交付する。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による合格証書の交付に代えて、当該合格証書に記載すべき事項を、文部科学大臣及び厚生労働大臣の使用に係る電子計算機と公認心理師試験に合格した者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより提供することができる。この場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、当該合格証書を交付したものとみなす。

（登録事項）

第十二条 法第二十八条の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

三 公認心理師試験に合格した年月（登録の申請）

第十三条 公認心理師の登録を受けようとする者は、様式第二による公認心理師登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（第十五条において「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（第十五条において「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第十六条第一項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十六条第一項において同じ。）を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録）

第十四条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前条の申請があつたときは、公認心理師登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が公認心理師となる資格を有すると認めるときは、公認心理師登録簿に登録し、かつ、当該申請者に公認心理師登録証を交付する。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が公認心理師となる資格を有しないと認めるときは、その理由を付し、公認心理師登録申請書を当該申請者に返却する。

（登録事項の変更の届出）

第十五条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があつたときは、様式第三による登録事項変更届出書に戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び当該変更が行われたことを証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類とする。）を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 公認心理師は、前項の申請をした後、失つた公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十七条 国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（死亡等の届出）

第十八条 公認心理師が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、公認心理師登録証を添え、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

二 法第三条第一号に該当するに至つた場合

三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合

（登録の取消しの通知等）

第十九条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第三十二条第一項又は第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使

（公認心理師登録証再交付の申請等）

第十六条 公認心理師は、公認心理師登録証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、様式第四による登録証再交付申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損した場合にあつては、当該公認心理師登録証を添え、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 公認心理師は、前項の申請をした後、失つた公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十七条 国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（死亡等の届出）

第十八条 公認心理師が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、公認心理師登録証を添え、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

二 法第三条第一号に該当するに至つた場合

三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合

（登録の取消しの通知等）

第十九条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第三十二条第一項又は第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使

2 公認心理師は、前項の申請をした後、失つた公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十七条 国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（死亡等の届出）

第十八条 公認心理師が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、公認心理師登録証を添え、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

二 法第三条第一号に該当するに至つた場合

三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合

（登録の取消しの通知等）

第十九条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第三十二条第一項又は第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使

2 公認心理師は、前項の申請をした後、失つた公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十七条 国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（死亡等の届出）

第十八条 公認心理師が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、公認心理師登録証を添え、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

二 法第三条第一号に該当するに至つた場合

三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合

（登録の取消しの通知等）

第十九条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第三十二条第一項又は第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使

2 公認心理師は、前項の申請をした後、失つた公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十七条 国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

（死亡等の届出）

第十八条 公認心理師が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、公認心理師登録証を添え、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

二 法第三条第一号に該当するに至つた場合

三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合

（登録の取消しの通知等）

第十九条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第三十二条第一項又は第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使

用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

2 法第三十二条第一項又は第二項の規定により公認心理師の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、公認心理師登録証を文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

(登録簿の訂正等)

第二十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第十五条若しくは第十八条の届出があつたとき又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿の当該公認心理師に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該公認心理師の名称及び当該公認心理師という文字の使用の停止をした旨を公認心理師登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は当該公認心理師の名称及び当該公認心理師という文字の使用の停止の理由並びにその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第二十一条 法第三十六条第一項に規定する指定登録機関が公認心理師の登録の実施に関する事務を行う場合における第十三条から第十六条まで、第十八条(同条第二号に該当する場合を除く。)、第十九条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあるのは「法第三十六条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により」とあるのは「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

(法附則第二条第二項第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目)

第二条 法附則第二条第一号及び第二号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- 二 次に掲げる科目のうち二科目

- イ 福祉分野に関する理論と支援の展開
- ロ 教育分野に関する理論と支援の展開
- ハ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開

二 産業・労働分野に関する理論と支援の展開

三 次に掲げる科目のうち二科目

- イ 心理的アセスメントに関する理論と実践
- ロ 心理支援に関する理論と実践
- ハ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践

四 心理実践実習

(法附則第一条第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目)

第三条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる科目のうち三科目
- イ 心理学概論
- ロ 臨床心理学
- ハ 心理学研究法
- ニ 心理学統計法
- ホ 心理学実験

- 二 次に掲げる科目のうち四科目
- イ 知覚・認知心理学
- ロ 学習・言語心理学
- ハ 感情・人格心理学
- ニ 神経・生理心理学
- ホ 社会・集団・家族心理学
- ト 発達心理学
- チ 障害者・障害児心理学

- 三 次に掲げる科目のうち二科目
- イ 心理的アセスメント
- ロ 心理学的支援法
- ハ 心理演習
- ニ 心理実習

四 次に掲げる科目のうち二科目

- ロ 福祉心理学
- ハ 教育・学校心理学
- ニ 司法・犯罪心理学
- ホ 産業・組織心理学

五 次に掲げる科目(前号の二科目のうち一科目が同号イに掲げる科目である場合)は、ロ又はハに掲げる科目のうち一科目

- イ 健康・医療心理学
- ロ 人体の構造と機能及び疾病
- ハ 精神疾患とその治療

(受験資格の特例)

第四条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による大学に入学した者であつて、当該大学において前条に定める科目を修めて同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められたもの
- 二 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学した者であつて、当該専門課程において文部科学大臣が定める日以後に前条に定める科目を修めて卒業した者

第五条 法附則第二条第二項の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次条に定める施設で適法に法第二条第一号から第三号までに掲げる業務を業として行つていた者であつて、平成二十九年九月十五日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して五年を経過しないものとする。

第六条 法附則第二条第二項第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 第五号第一号から第二十五号までに掲げる施設
- 二 前号に定める施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

第七条 令和四年九月十四日までは、第九条第二項中「法第七条各号又は法附則第二条第一項各号」とあるのは、「法第七条各号、法附則第二条第一項各号又は同条第二項」とする。

第八条 実習演習担当教員については、第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次のいづれかに該当する者を実習演習担当教員とする(実習演習担当教員及び実習指導者に関する経過措置)

- 一 学校教育法による大学(大学院及び短期大学を含む。)において、教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し三年以上の経験を有する者
- 二 学校教育法による専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又

は演習の教授に関し三年以上の経験を有する者

2 実習指導者については、第三条第四項の規定にかかわらず、当分の間、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、第一条の二各号に掲げる科目を開設する学校教育法による大学若しくは専修学校の専門課程又は第二条各号に掲げる科目を開設する同法による大学院が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

附則(平成三〇年三月三〇日文部科学省・厚生労働省令第二号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則(令和元年六月二六日文部科学省・厚生労働省令第一号)

(施行期日)

- 1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則(令和元年九月一三日文部科学省・厚生労働省令第二号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則(令和元年一〇月三〇日文部科学省・厚生労働省令第三号)

(施行期日)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附

属(令和元年一〇月三〇日)から施行する。

様式第三（第15条関係）

公認心理師登録事務実施要領書

記入用欄 （併用しないこと）	住所
	登録年月日
	登録番号 （7桁数字）
	氏名

年月日

公認心理師登録事務の実施事項に下記のとおり変更が加わりましたので併用します。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

年月日

登録科長 天宮
 課長 宮本 昭
 特定登録機関代表者

備考） 特定登録機関が自ら登録簿の訂正を交付する場合は、変更の手続に以下の
 要件を併行し、記入欄を併記してください。
 2. 欄数の大きさは、44とする。

様式第四（第16条関係）

公認心理師登録簿再交付申請書

記入用欄 （併用しないこと）	住所
	登録年月日
	登録番号 （7桁数字）
	氏名

年月日

公認心理師登録簿再交付申請の理由に基づき、下記の場合により再交付を申請
 します。

理由

年月日

登録科長 天宮
 課長 宮本 昭
 特定登録機関代表者

備考） 特定登録機関に申請する場合は、変更の手続により申請料を併行し、記入欄は
 記入しない。

2. 欄数の大きさは、44とする。